

調査書記入上の注意

調査書は、中学校生徒指導要録（以下「生徒指導要録」という。）に基づき、次の点に留意して記入する。

義務教育学校においては、第1学年を第7学年、第2学年を第8学年、第3学年を第9学年として取り扱うものとする。

【一般的事項】

- 1 調査書は、様式第9号を用い、令和5年1月末日現在で作成する。
※ 様式については、教育委員会で配布したもののほか、茨城県教育委員会ホームページ (<https://www.edu.pref.ibaraki.jp/board/index.html>) からダウンロードができる。
なお、様式を踏まえれば、パソコン等により作成してもよい。
- 2 鮮明に記入する。記入する数字は、すべて算用数字を用いる。ただし、現住所欄等表記上算用数字を用いるのが不適当な場合については、漢数字を用いてもよい。
- 3 記入事項がない場合又は記入できない場合は、斜線（／）を引く。ただし、特別活動の記録の活動の状況及び行動の記録の欄についてはこの限りでない。
※ 記入できない項目がある場合には、「その他の事項」の欄にその理由を記入する。
- 4 誤記を訂正する場合は、2本の線（＝）を引いて訂正し、欄外に「〇〇字訂正」と記して、「〇〇字訂正」と記したところに校長印を押す。
- 5 提出する調査書は、原本を複写したものに、校長印を押して提出してもよい。
- 6 「志願先高等学校名」は、中学校において記入する。
- 7 「生徒氏名」は、入学願書と表記を同一とする。
- 8 「現住所」については、県内居住者は郡・市名から記入し、県外居住者は県名から記入する。
※ 転居予定者は、転居予定先の住所を記入する。
- 9 「志望」は、「全日制」、「定時制」、「通信制」のいずれかを○で囲むこと。第2志望の欄については、第2志望を認めている高等学校を希望する場合で、第2志望がある場合は記入し、なければ斜線（／）を引く。
また、第2志望を認めていない高等学校の場合は斜線（／）を引く。
※ 特色選抜を志願する者で共通選抜における第2志望がある場合は記入する。
- 10 平成29年3月以前の卒業生（中学校卒業後5年を経過した者）の調査書については、生徒指導要録の「学籍に関する記録」とその他必要事項を記入する。
※ 記載に当たっては、「各教科の学習の記録」から「体力テスト」までの欄に斜線（／）を引く。「その他の事項」の欄には、中学校卒業後の職歴又は学歴などを記入する。

【各項目の記入について】

1 各教科の学習の記録

(1) 観点別学習状況

生徒指導要録に記入すべき記録を、学習指導要領に示す各教科の目標に照らして、その実現の状況を観点ごとに評価して記入する。

※ 過年度卒業生等において、観点別学習状況の欄に記入できない場合は、観点別学習状況の欄に、斜線（／）を引き、「その他の事項」の欄に、その理由（過年度卒業生のため等）を記入する。

(2) 評定

ア 第1学年及び第2学年の欄は、生徒指導要録の評定を転記する。

イ 第3学年の欄は、生徒指導要録に記入すべき記録を記入する。

2 総合的な学習の時間の記録

3年間の記録（第1学年及び第2学年は生徒指導要録の記録、第3学年は生徒指導要録に記入すべき記録）の中から、生徒の学習状況や成果等の評価を文章で記入する。

※ 記入内容は、生徒の学習状況の顕著な事項やどのような力が身に付いたかなどとする。箇条書きでもよい。

3 特別活動の記録

活動の状況については、第1学年及び第2学年の欄は、生徒指導要録から転記し、第3学年の欄は、生徒指導要録に記入すべき記録を記入する。

4 特別活動に関する事実及び所見

3年間の記録（ただし、第3学年は生徒指導要録に記入すべき記録）から記入する。

なお、志願先の特色選抜の出願要件に係る具体的な実績等については、必ず記入する。

※ 「特別活動」における活動の状況について、主な事実及び総合的に見た場合の所見を記入する。箇条書きでもよい。

5 行動の記録

生徒指導要録に記入すべき記録を記入する。

6 部活動・特技等の記録

(1) 部活動の参加及び活動状況について具体的に記入する。

なお、志願先の特色選抜の出願要件に係る実績等については、出場大会名等を具体的に記入する。

※ 箇条書きでもよい。

(2) 公的機関による資格認定、学校内外におけるスポーツ活動、文化活動、芸術活動及びボランティア活動など特筆すべき記録等があれば具体的に記入する。ただし、「特別活動の記録」の欄に記載すべきことは除く。

7 欠席日数

(1) 第1学年及び第2学年の欄は、生徒指導要録から転記する。

※ 欠席日数がない場合には、空白とせず0を記入する。

(2) 第3学年の欄は、令和5年1月末日現在で記入する。

※ 不登校生徒については、次の3要件を満たし、学校への復帰を前提に本人の自立を助ける上で有効・適切な相談・指導を公的機関等で受けた場合は、その日数を生徒指導要録上、出席扱いとすることができる。

① 保護者と学校の間には十分連携・協力があること。

② 相談・指導を受ける場合は原則として公的機関であること。

民間機関の場合は、校長が教育委員会と連絡をとり判断すること。

③ 通所・入所し、相談・指導を受けることを前提とすること。

(平成4年9月24日 文部省通知)

8 体力テスト

第3学年の総合判定をA、B、C、D、Eで記載する。

※ 体力テストの欄に記入ができない場合は、斜線（/）を引き、「その他の事項」の欄にその理由を記入する。

9 その他の事項

(1) 欠席日数が学年ごとに10日以上ある時には、主な理由を記入する。

(2) 過年度卒業生については、中学校卒業後の職歴又は学歴などを記入する。